

## 令和3年第3回(4月)臨時会

4月臨時会は、4月21日に開催されました。提出された議案は補正予算等3件で、審議の結果、全会一致で原案承認・可決しました。

主な内容は次のとおりです。

### ◎専決処分の承認を求めることについて（二本松市税条例等の一部を改正する条例制定について）

- ・地方自治法の一部改正に伴う市税条例等の一部改正で、住宅借入金等特別税額控除の期間を13年とする特例措置について、対象となる住宅への入居の期限を1年間延長し令和4年末までとすることや、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、税額が増加する土地について令和3年度に限り前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずることなど、所要の改正を行ったもの。

### ◎工事委託施行協定の締結について

- ・東北本線二本松・安達間上竹跨線橋補修その他工事について、東日本旅客鉄道株式会社と施行協定の締結をしたいため、議会の議決を求めたもの。

### ◎令和3年度一般会計補正予算

- ・令和3年2月13日に発生した福島県沖地震による災害復旧経費及び新型コロナウイルス感染症対策に係る経費等について措置したもの。

#### 歳出の主なもの

##### ○民生費

- ・コロナ禍での低所得の子育て世帯を支援するための子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 3,368万円

##### ○衛生費

- ・地震により被災した家屋等の解体撤去を行う災害廃棄物処理事業 18,050万円

##### ○商工費

- ・感染症対策資金融資に係る信用保証料補助 1,120万円
- ・感染症対策店舗等衛生環境改善事業補助金 3,000万円

##### ○土木費

- ・土木施設単独災害復旧事業費 12,340万円

## 請 願 ・ 陳 情 に つ い て

### ◎「請願」「陳情」ってよく聞きますが、どういうものなの？

▲市民の皆さんの要望を市政に反映させる方法の一つに「請願」や「陳情」があります。市民の皆さんに限らず、どなたでも市政への要望などを請願書や陳情書として議会に提出することができます。

### ◎「請願」と「陳情」の違いは？

▲議員の紹介があるものを「請願」、ないものを「陳情」と言い、「請願」は委員会で審査され、本会議で採択・不採択を決めます。

本市では、「陳情」は内容によって「請願」と同じ取扱いにするかなどを議会運営委員会で決定し、「請願」扱いにならなかった「陳情」は陳情書の写しを全議員に配布することとなります。

### ◎「請願」が採択されたら、どうなるの？

▲採択されたものは、市長にその実現を要望したり、国や県、関係機関に意見書などを提出したりします。

### ◎提出の方法は？

■提出場所 二本松市役所5階 議会事務局

#### ■受付締切

定例会開会日の概ね5日前の午後5時まで

※3月、6月、9月、12月の定例会で審査されます。また、締切日を過ぎた場合は次回の定例会扱いとなります。

■問合せ先 議会事務局（電話0243-55-5144）

（記載例）

| （表紙）                       | （内容）                                 |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 請 願 書（陳情書）<br>〇〇〇〇〇に関する請願書 | 件名<br>請願の趣旨<br>理由                    |
| 紹介議員署名<br>（または記名押印）        | 年 月 日<br>請願者住所<br>氏名 印<br>二本松市議会議長 様 |

◎紹介議員の署名か記名押印が必要です。